

(別 添)

時間外労働及び休日労働に関する協定書

株式会社TM・プロジェクト代表取締役 石岡孝光（以下「甲」という。）と 株式会社TM・プロジェクト 従業員代表 三 且 隆 斗（以下「乙」という）は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1日8時間、1週間40時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週間40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、就業規則の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

- 2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（労働省告示。以下「改善基準」という）に定める1ヵ月についての拘束時間並びに1日についての最大の拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

① 自動車運転者

【時間外労働をさせる必要がある具体的事由】

- ・ 需要の季節的増大及び突発的な発注の変更に対処するため
- ・ 一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため
- ・ 当面の人員不足に対処するため

【延長することができる時間（起算日）】

- ・ 1日 8時間 (5月1日)
- ・ 2週 44時間 (5月1日)
- ・ 1ヵ月 77時間 (5月1日)

ただし、繁忙期により、業務が逼迫したときに、労使の協議を経て、1ヵ月110時間までこれを延長することができる。

- ・ 1年 960時間 (5月1日)

第2条 甲は、就業規則の規程に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

- 2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1ヵ月についての拘束時間及び1日について最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

① 自動車運転者

【休日労働をさせる必要がある具体的事由】

- ・ 需要の季節的増大及び突発的な発注の変更に対処するため

【延長することができる時間（起算日）】

- ・法定休日のうち2週を通じ1回
- ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表等で定められた始業及び終業の時刻とする。（8時間）

第3条 前2条の規程に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて、運転業務に従事させることはできない。

第4条 第1条の規程における1か月及び1年の起算日並びに第2条の規程における2週及び4週の起算日はいずれも令和5年5月1日とする。

2 本協定の有効期限は、令和5年5月1日から令和6年4月30日までとする。

令和5年5月1日

株式会社TM・プロジェクト 代表取締役社長
石岡 孝光



株式会社TM・プロジェクト 従業員代表
三田陸斗



貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1カ月についての拘束時間の延長に関する協定書

株式会社TM・プロジェクト 代表取締役 石岡孝光 と株式会社TM・プロジェクト 従業員代表 三田 隆斗 は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

1. 本協定の適用対象者は、貨物自動車の運転の業務に従事する者とする。
2. 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は、1日とする。

5/1 ～ 5/31	6/1 ～ 6/30	7/1 ～ 7/31	8/1 ～ 8/31	9/1 ～ 9/30	10/1 ～ 10/31	11/1 ～ 11/30	12/1 ～ 12/31	1/1 ～ 1/31	2/1 ～ 2/29	3/1 ～ 3/31	4/1 ～ 4/30	合計
285 時間	300 時間	300 時間	285 時間	300 時間	295 時間	293 時間	298 時間	280 時間	260 時間	310 時間	310 時間	3,516 時間

3. 本協定の有効期限は、2023年5月1日から2024年4月30日までとする。
4. 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更するものとする。

以上

2023年 5 月 | 日

株式会社TM・プロジェクト 代表取締役

石岡 孝光

株式会社TM・プロジェクト 従業員代表

三田 隆斗



時間外労働
休日労働に関する協定届

様式第9号の4 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)		株式会社TM・プロジェクト		東京都国立市富士見台1-10-1セクションII 205号室			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	
① 下記②に該当しない労働者	・需要の季節的増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため (詳細は別紙協定書のとおり)	自動車運転者	28名	1日 8時間	(詳細は別紙協定書記載のとおり)		令和5年5月1日～ 令和6年4月30日
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間
・需要の季節的増大及び突発的な発注の変更に対処するため		自動車運転者	28名	土日、年末年始、その他会社の定める日	(詳細は別紙協定書記載のとおり)		令和5年5月1日～ 令和6年4月30日

協定の成立年月日 2023年5月1日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(挙手による多数決による選出)

職名 正社員
氏名 三田 隆斗



上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2023年5月1日

使用者 職名 代表取締役
氏名 石岡 孝光



立川 労働基準監督署長殿